

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、奈良県中部農林振興事務所長から次のとおり公共測量を実施する
ことについて通知がありました。

令和元年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量及び確定測量図作成）
- 二 測量の地域 高市郡明日香村大字阿部山内
- 三 測量の期間 令和元年十二月十日から令和二年三月十五日まで